

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊陽町	白水地区(戸次 馬場楠 曲手 辛川 井口)	令和4年3月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	568ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	381ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	34.8ha
i うち後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の合計	34.8ha
	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	46.8ha
(備考)規模拡大意向 26経営体	

2 対象地区の課題

<p>本地区は平成27年より深迫ダムからの灌漑施設の更新事業の採択に取り組み、高収益作物として基幹作物に人参、甘藷、白菜、スイートコーンを位置付ける。担い手については、高齢化も進むと考えられが、入り作者も含め地区内後継者も育成され担い手への農地集積も進み今後は地権者の協力を得ての集約化が課題。また鳥獣害対策は駆除隊に委託するも罟、檻数の増設等更に踏み込んだ対策が課題。農作業機械も大型化してきているため、現状の農道では狭い。井口地区も町内の人参生産者の営農面積が増えてきており耕作可能農地が不足している。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地利用は、中心経営体である認定農業者等112経営体のほか、町外の認定農業者や認定新規就農者の受入れを地域の話し合いをして対応していく。(菊陽町83 広域29)</p>
<p>県営水利施設保全高度化事業を行う(白水地区)については、農地集積推進協議会を中心にて農地の集積を進める。(目標集積率80%)農地利用は主に規模拡大意向の認定農業者が担っていくが、離農者の農地をスムーズに中心経営体に集積集約できるよう地域内の話し合いを行う。</p>
<p></p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

重点地区に指定した白水地区は将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

今後の地域農業の在り方

人・農地プランによる地域の話合いを進め 認定農業者や法人等が受け皿となること、農地中間管理機構の制度の説明周知を図る。また新規作物の検討 特産化作物の6次産業化にも取り組む

鳥獣害被害防止対策の取り組み方針

イノシシ、シカなどの鳥獣被害が多いため、駆除隊での罠、檻設置個所を増やし、放置野菜や目撃・被害発生捕獲体制の充実を図る